

事務事業評価シート

評価対象年度 平成 20 年度

【事務事業の基本的事項】

事 務 事 業 名	事務局費				
担 当 課 係 名	教育総務 課		総務 係	作成者	平岡有介
総 合 計 画 で の 位 置 づ け	施策の大綱	明日を担う人材を育む教育文化のまち			総合計画の ページ
	基本計画	学校教育の充実と教育環境の整備			
	主要施策	基礎学力の向上と心の教育の充実ほか			94
予 算 費 目	一般 会計	10 款 教育費	1 項 教育総務費	2 目	事務局費
事 業 期 間	平成 19 年度 ~ 平成 年度		新規 / 継続の区分		継続
性 質 区 分	☒ 市民サービス ☐ 公共事業 ☐ 施設維持管理 ☐ 補助金 ☒ 内部管理				
根 拠 法 令 等	仙北市教育委員会総合学習アドバイザー要綱、仙北市教育委員会教育相談員要綱				
事 務 区 分	☒ 自治事務 ☐ 法定受託事務				
運 営 方 法	☒ 直 営 ☐ 直営（一部民間委託） ☐ 民間委託(全部) ☐ 補 助				

【事務事業の実施内容】

事業の対象 （誰のため・何を）	市内小中学校の児童生徒、保護者、教職員 （事務局費は教育総務課の一般事務費と総合学習アドバイザー・教育相談員の報酬、費用弁償を計上しているが、一般事務費は評価の対象としてなじまないため、後者の報酬、費用弁償のみを評価の対象とする。）
事業の目的・意図 （どういう状態にしたいのか）	○総合学習アドバイザー...小中学校が行う学習指導をはじめとする諸活動全般の向上、教職員の各種研修内容の向上 ○教育相談員...児童生徒、保護者の教育相談、教職員の教育相談、いじめ・不登校・生徒指導の調査研究、就学相談を通じた教育上の問題の解消
事業の内容 （どのような業務、活動を行うのか）	○総合学習アドバイザー...小中学校が行う学習指導をはじめとする諸活動全般の指導及び助言、教職員の各種研修に係る指導及び助言 ○教育相談員...児童生徒、保護者の教育相談、教職員の教育相談、いじめ・不登校・生徒指導の調査研究、就学相談ほか

【事務事業の推移】

	項 目			単位	18年度実績	19年度実績	20年度実績	
効果	活動指標	さくら教室開催日数	目標	日		191	193	
			実績	日		191	193	
			達成度	%		100.0%	100.0%	
	成果指標	さくら教室通級実人数	目標	人		3	3	
			実績	人		3	3	
			達成度	%		100.0%	100.0%	
投下コスト	項 目		総事業費		18年度決算額(千円)	19年度決算額(千円)	20年度決算額(千円)	
	事業費（人件費を除く）(A)				2,495	2,485	2,172	
	人 件 費 (B)		—		79	81	79	
	職 員 数		—		0.01	0.01	0.01	
	職 員 平 均 人 件 費		—		7,853	8,071	7,925	
	(A) + (B) 投下コスト				2,574	2,566	2,251	
	財源内訳	国 庫 支 出 金						
		県 支 出 金						
		地 方 債						
		そ の 他						
		一 般 財 源				2,574	2,566	2,251
	単位コスト	活動指標1単位当たりコスト(円)		—		#DIV/0!	13,435	11,663
市民1人当たりのコスト(円)		—		81	82	73		

【事務事業の今までの成果】

いじめ・不登校対策や学力の向上等に大きい効果が認められる。	
-------------------------------	--

【事務事業を取巻く環境】

国・県・他自治体の動向	大仙市には教育相談員制度、美郷町は教育アドバイザー制度（月96時間、115,200円）有り。
事業に対する市民の意見（事業に対する期待、要望、苦情等）	さくら教室通級者からは卒業後において感謝の言葉が多数寄せられている。

【一次評価】

判 定	事 業 の 方 向 性	判 定 に 至 っ た 理 由
A	A 現状のまま継続（実施）	いじめ・不登校対策、学力向上対策には、きめこまやかな指導・相談が不可欠であり、事業を継続していく必要がある。
	B 1 見直しの上で継続（拡大）	
	B 2 見直しの上で継続（手段改善等）	
	B 3 見直しの上で継続（縮小）	
	C 1 大幅な見直しの上で継続（拡大）	
	C 2 大幅な見直しの上で継続（手段改善等）	
	C 3 大幅な見直しの上で継続（縮小）	
	D 休止・廃止（統合を含む）を検討する事業	
	E 終了（完成及び目的を達成し終了した事業）	

一次評価の判定がB～Dのときは、下記に必ず記入すること。

【具体的な今後の取組内容（改善の方向性、対象、意図、手段等について記載すること。）
総合学習アドバイザー・教育相談員の設置については引き続き事業を継続していく必要があると考える。（なお予算について、現在、教育総務課の事務局費に計上しているが、学校教育課に別途、適応指導教室事業費を計上しているところであり、本来、学校教育担当において予算措置すべきものとする。来年度は機構改革を実施する予定であり、それと合わせて予算措置の形も見直したい。）

【二次評価】

判 定	判 定 に 至 っ た 理 由
A	総合学習アドバイザー及び教育相談員の担う業務は教育の質や機会均等の確保のため重要なものであり、事業の趣旨を踏まえた検証を行いながら継続すべきものと考えます。

